

取引後6年経過したのに・・・、否認
—東京地裁平成28年7月20日判決を題材に—

井上 拓磨
Takuma Inoue

PROFILEはこちら

第1 はじめに

取引先の企業が破産しそうな場合に何をしたいのか、裏返していえば、どのようなことをすれば後になって破産管財人から否認されるおそれがあるのかという点を事前に分析、理解をしておくことで、有事の際の適切な判断・対応が可能となります。この点は、顧問弁護士がいる場合も変わらないといえるでしょう。弁護士に相談する場合であっても、弁護士に相談する疑問点が具体的で、かつポイントを押さえていることは、弁護士から適切な助言を迅速に得るうえで重要な要素の一つといえるからです。

今回は、否認権の行使に関して、破産手続開始から4年以

上、取引時点から起算すれば6年以上経過してから、取引が詐害行為にあたるとして否認された事例の分析を通して、否認についてのポイントを整理します。

第2 事案の概要

1 当事者等

【破産者ら】:破産会社、その代表取締役A及び取締役B

【X】:破産者らの破産管財人・原告

【Y】:破産会社から本件自動車を買収したと主張する者・被告

【Cら】:破産者らから金員を詐取されたと主張する者

2 時系列

	事実	備考
H20 11/26	Cら→Aの所有する不動産の仮差押え (本件仮差押命令)	
12/8	破産会社及びY:破産会社がYに対して 6000万円の債務を負っていることを確認 +本件債務承認抵当権設定契約	後に、破産会社がYに対して債務を負っていることが否定された。
12/10	破産会社→Y: 本件自動車を300万円でY が譲り受ける旨の売買契約 (本件売買契約)	
H24 1/26	Cら→破産会社及びAの銀行預金に対して 債権差押命令(本件差押命令)	Cらは、H21ころ、本件仮差押命令に係る本訴を提起し、約3億円余りの請求認容判決
2/21	Y及び破産者: Yが破産会社に対して約 7600万円の債権を有し、A及びBが連帯保 証人として、これらを支払うことを約する公正証 書を作成し、これを債務名義とし、本件差押命 令と競合する債権差押命令の発令	後に、公正証書に係る債務(破産者らのYに対する債務)についても存在が否定された。
H25 8/7	破産者ら: 破産開始決定	
H27 7/9	X:本件売買契約につき否認権の行使	

3 争点

本件においては、本件売買契約の代金とされている300万円がYから破産会社に支払われていたのかという点、また、対象行為が詐害行為と評価されるべき時期との関連で、本件売買契約当時の債務者としてはどのような財産状態である必要があるのか、という点が争点¹となりました。

第3 裁判所の判断²

裁判所は、Yが主張する本件売買契約の代金300万円の支払は認められないとした³うえで、破産会社の資産状況等について「破産会社は、第13期(平成19年5月1日から平成20年4月30日まで)には多少の利益を上げており欠損も生じていなかったものの、第14期(平成20年5月1日から平成21年4月30日まで)には当期純損失が1750万円余り生じ、資産状況も1380万円余りの欠損を生じていたこと、破産者らは、本件売買契約の締結当時、別件損害賠償請求訴訟で問題となった5億4848万0010円の金員を詐取した旨主張され、Aには平成20年11月26日にCのAに対するその詐取に係る損害賠償請求権を被保全債権としてAの所有する不動産に本件仮差押命令に基づく仮差押えをされ、その1か月後には破産者らは被告との間で本件債務承認抵当権設定契約を締結して破産会社の不動産に抵当権を設定したこと、Cらは上記損害賠償請求権の回収ができないから支払不能であるとして破産会社に対して破産を申し立て本件破産手続が開始されるに至ったこと、別件査定異議訴訟では上記抵当権の被担保債権の存在は否定されて判決は確定したことが認められる。以上によれば、破産会社は、本件売買契約当

時、Cらから請求を受けるであろう損害賠償請求権について弁済するだけの資産を保有していなかったため、本件仮差押命令の発令を受けて、被告との間で本件債務承認抵当権設定契約を締結して破産者らの不動産に抵当権を設定するなどして財産を隠匿し、Cらによる債権の回収を妨害しようとしていたものの、結局上記損害賠償請求権が原因となって破産に至ったものと認められるから、破産会社は本件売買契約当時支払不能が発生することが予想される時期(実質的危機時期)にあったと認めるのが相当である。」などとして、否認を認めました。

第4 対象行為が詐害行為と評価されるべき時期について

ある行為が破産法160条1項1号にいう詐害行為⁴とされるのは、破産者の責任財産を減少させる行為が、違法性を帯びると評価されるからです。そうした行為が違法性を帯びるのは、債務者が総債権者のために自らの責任財産を維持することが法的に要求される時期以降に限られます(そのような時期でなければ、自ら損をするような取引をするのは債務者の自由です)。

その時期について、債務者が債務超過、すなわち、債務者の総資産額が総債務額よりも少ない状態(無資力ともいいます。)となった時期を基準とするのが伝統的な立場でした。この立場は、民法の詐害行為取消権(民法424条)の詐害行為の解釈と平仄を揃えるもので、民法との連続性を重視する立場と評価できます。一方で、破産原因たる支払不能や債務超過状態が発生し、またはその発生が確実に予想される時

1:本ニュースレターでご紹介する争点に関連する範囲に絞ってご紹介しております。

2:本ニュースレターでご紹介する争点に限って引用し、重要部分に下線を引いております。

3:この観点からは無償行為否認(破産法160条3項)も問題となりうる事案だったといえます。もともと、本件売買契約から破産手続開始決定までに約4年8カ月の期間があり、本件売買契約当時に支払停止が認定できないおそれがありました。

4:否認権には大きく分けて、詐害行為否認と偏波行為否認の二つの類型があります。本件は、このうち詐害行為否認が認められました。

期(実質的な危機時期)を基準とする有力な立場もあります。この後者の立場は、前者の従来立場よりも広く詐害行為を認める立場といえます。本件は、上に引用した部分を読む限り、「実質的な危機時期」を基準とする有力な立場に立っているものと見られ、今後の裁判例の傾向が着目されます。

第5 最後に

この裁判例は、実質的な危機時期を基準として詐害行為否認を認める立場を採用し、破産手続開始の4年以上前の取引を否認したため、否認される取引について裁判所が拡大して認める傾向を示したかのようなイメージをもたれるかもしれません

ん⁵。しかし、裁判所がどのような理論構成を採用するにせよ、債権者の立場として注意すべきことは、変わりません。すなわち、当然のことですが、債務者の与信情報を日常的にチェックすることです。そして、経営状態の悪化した取引先と取引をする際には、適正な対価⁶で財産を取得するようにすることです。もちろん、適正な対価で取引をした場合にも、必ず否認がされないというわけではない⁷ですが、後で否認されるリスクを相当程度減らすことができます。

本判決は詐害行為否認に関し、取引から長期間が経過した後、当該取引の否認を認めたという点で意義を有することから、ここに紹介する次第です。

5: 否認権は、破産手続開始の日から二年間の間に行使する必要があります(破産法176条1項)。本件の破産管財人の否認権行使は、破産手続開始から約1年9か月経過してからのことだったので、その観点からも、取引後長期間経過してから否認の対象となったといえます。

6: 破産法160条1項にいう詐害行為と評価されるためには、債務者の責任財産を減少させる行為であることも必要であるところ、適正対価での取引は、責任財産を減少させるものとは評価されません。

7: 破産法161条参照。